

# 個別注記表

平成27年 4月 1日から

平成28年 3月31日まで

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商 品…………… 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定)によっている。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)は定率法によっている。

ただし、平成10年4月1日以後取得の建物については定額法による。

### (3) 引当金の計上基準

(イ)退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額の100%を計上している。

(ロ)役員退任慰労引当金… 役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上している。

### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理…………… 税抜方式によっている。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 普通株式 200株

### (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成28年6月29日開催予定の定時株主総会において決議予定

(イ) 配当金の総額	13,988,400円
(ロ) 配当の原資	利益剰余金
(ハ) 1株当たりの配当額	69,942円
(ニ) 基準日	平成28年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成28年7月29日

3. 当期純利益 27,977千円

## 4. その他の注記

### (1) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率等の引下げ等が行われることとなった。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産は、一時差異等の解消が見込まれる事業年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果、繰延税金資産が1,586千円減少し、法人税等調整額(借方)が同額増加している。

### (2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。